別表六(十九)付表の記載要領第1号中「から第3項まで（特定の地域」を「若しくは第2項（地方活力向上地域等」に、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第2項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。第5号⑵において「平成30年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（次号⑵及び第3号において「平成30年旧措置法」という。）第42条の12第1項から第3項まで」に改め、同第11号を次のように改める。

2　「特定地域基準雇用者数等の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該事業年度が平成30年4月1日前に開始した事業年度である場合にのみ記載すること。

⑵　「⑴のうち新規雇用者の数　⑵」の「同意雇用開発促進地域内に所在する事業所　②」の欄は、当該事業年度開始の日において地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所（⑵において「特定地域事業所」という。）において当該事業年度に新たに雇用された平成30年旧措置法第42条の12第5項第6号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同項第2号に規定する雇用者をいう。次号において同じ。）で当該事業年度終了の日においてその雇用された特定地域事業所に勤務するものの数を記載すること。

別表六(十九)付表の記載要領第11号を削り、同第四号中「租税特別措置法」の次に「第42条の12第4項第9号に規定する新規雇用者総数又は平成30年旧措置法」を、「には、」の次に「租税特別措置法第42条の12第4項第8号に規定する特定新規雇用者数又は」を加え、「同条第2項第1号イ」を「平成30年旧措置法第42条の12第2項第1号イ」に改め、同号を同第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

4　「⑴のうち新規雇用者の数　⑵」の「⑤のうち移転型計画に係る特定業務施設　⑧」の欄は、租税特別措置法第42条の12第1項第2号　⑵に規定する移転型新規雇用者総数を記載し、同欄の内書には、同号　⑴に規定する移転型特定新規雇用者数を記載すること。

別表六(十九)付表の記載要領第五号を次のように改める。

5　「比　較　給　与　等　支　給　額 ㉙＋(㉙×(別表六(十九)「3」)×$\frac{30又は20}{100}$) ㉚　」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　別表六(十九)「1」の欄が0である場合には、「㉙＋(㉙×(別表六(十九)「3」))」とあるのは、「㉙＋(㉙)」として記載すること。

⑵　当該事業年度が平成30年4月1日以後に開始する事業年度（平成30年改正法附則第91条第1項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける事業年度を除く。）である場合には「30又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。